

令和 8 年度診療報酬改定についてのお知らせ

〈電子的診療情報連携体制整備加算〉

当院では、令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴う電子的診療情報連携体制について以下のように対応しています。

- オンライン請求を行なっています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 診療報酬明細書を無償で交付しております。
- 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室又は処置室において活用できる体制を有しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- マイナポータルの医療情報等に基づき、健康管理に関わる相談に応じる体制を有しています。
- 明細書発行に関する事項、医療 D X 推進の体制に関する事項等について、院内の見やすい場所及びホームページに掲示しております。
- 電子処方箋を発行する体制又は調剤した薬剤に関する情報を電子処方箋システムに登録する体制を有しています。

初診時 9 点 再診時 2 点(月 1 回)

〈外来・在宅ベースアップ評価料(I)〉

当院では、地域の皆様へ継続して質の高い医療を提供するため、医療従事者の処遇改善や働きやすい環境づくりに継続して取り組んでおります。その一環として、厚生労働省の規定に基づき、「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」を算定しております。

本評価によって生じた収入は、すべて当院で働く医療スタッフの賃金引き上げ(ベースアップ等)に充てられます。

初診時 2 3 点 再診時 6 点

〈外来・在宅物価対応料〉

当院では、昨今の物価高騰に対応し、厚生労働省の規定に基づき「外来・在宅物価対応料」を算定しております。

初診時 2 点 再診時 2 点

〈時間外対応体制加算 3 〉

当院では、継続的に受診している再診の方に限り、電話等による問い合わせに対して診療時間外の緊急相談に対応できる「時間外対応加算 3」という施設基準を満たす体制を整えております。

再診時 4 点

〈一般名処方加算〉

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(※一般名の名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

患者様におかれましては、ご負担をおかけすることになりますが、何卒ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

2026年6月1日
けやき台整形外科クリニック
院長 山口 良成